世帯向け

賃貸住宅の建設・リフォームに 補助金を交付します!

町内に2LDK以上の賃貸住宅を建設またはリフォームされる方に補助金を交付します!

対象用件

①建築 2LDK以上で面積が50㎡以上

(居間・キッチンの他に2部屋以上。トイレ・バスが独立。)

②リフォーム 2LDK以上の賃貸住宅(賃貸住宅に転換する建物含)

ただし、集合住宅及び戸建て住宅とする。

●要件 ・町内業者施工であること。

・町税等を完納していること。

※従業員や2親等以内の親族が入居する建物は対象外

補助金交付額

- ●建設・リフォーム経費の3割
- ●上限額 建設 ・・・・・・ 1戸 100万円

リフォーム ・・ 集合住宅は1棟 50万円

戸建て住宅は1戸 50万円

●リフォームの交付対象経費 ※50万円未満は対象外

住宅の修繕、補修(一部増築含)、内外装の改修、給湯器、風呂、台所、 トイレ、暖房設備の改修、取替

申請・交付の手順

事業認定申請

【事業着工前に申請】

- 必要な書類
- ①事業認定申請書
- ②工事請負契約書(写し)
- ③見積書(写し)
- 4平面図
- ⑤施工が町内業者と確認できる書類
- 6完納証明
- ⑦登記事項証明書(リフォーム工事)
- ⑧着工前の写真(リフォーム)

事業認定決定

申請書を審査し認定・非認定を決定します

着工⇒完成

建設(リフォーム)の着エ⇒完成

補助金交付申請

【完成後に申請】

- 必要な書類
- ①補助金交付申請書
- ②登記事項証明書(建築事業の場合)(写し)
- ③領収書(写し)
- 4)完成写真
- ⑤認定申請時と変更があった場合は変更内容が確認できる書 類

補助金交付決定

申請書を審査し補助金交付の決定をします

補助金の交付

補助金決定通知書を送付後、指定口座に振り込みます

【問い合わせ先】

清水町役場商工観光課移住定住促進係 〒089-0192 清水町南4条2丁目2番地 TEL 0156-62-1156 FAX 0156-62-5116 E-mail; rousei@town.shimizu.hokkaido.ip